

石川県公報

令和5年2月21日

第13584号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | | |
|--|---|--------------------------|----|
| ○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (建築住宅課) | 1 | ○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同) | 6 |
| ○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室) | 1 | ○公共測量終了公告 (監理課) | 6 |
| 公 告 | | 選挙管理委員会 | |
| ○入札公告 (少子化対策監室) | 1 | ○不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定 | 8 |
| ○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課) | 3 | ○政治団体の届出の公表 | 8 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) | 4 | ○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 | 9 |
| ○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課) | 6 | ○政治団体の解散の届出の公表 | 9 |
| | | ○資金管理団体の届出の公表 | 10 |
| | | ○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表 | 10 |
| | | ○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表 | 10 |

告 示

石川県告示第66号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和5年2月21日

石川県知事 馳 浩

| 名 称 | 住 所 | 支援業務を行う事務所の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 特定非営利活動法人スマイル | 金沢市小立野2丁目27番地16 | 金沢市小立野2丁目27番地16 | 令和5年2月14日 |

石川県告示第67号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和5年4月24日から施行する。

令和5年2月21日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行金津支店の項を次のように改める。

| | | | |
|---|----------------|---------------|--|
| ふ | 株式会社北国銀行福井北部支店 | 福井県坂井市春江町江留上錦 | |
|---|----------------|---------------|--|

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年2月21日

石川県知事 馳 浩

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務

(2) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 履行場所

金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園附属泉こども園内

(4) 業務内容

石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加者資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 県内に事業所を設置(設置予定を含む。)していること。

(4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

3 入札参加者資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加者資格確認申請書に関係書類を添えて提出し、入札参加者資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加者資格確認申請書を提出しない者及び入札参加者資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加者資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和5年3月2日(木)午前9時から同月10日(金)午後5時まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出場所

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

(2) 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年3月17日(金)までに入札参加者資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加者資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加者資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

電話番号 076-242-5185 F A X 番号 076-242-5186

(2) 交付期間

令和5年3月2日(木)午前9時から同月10日(金)午後5時まで(県の休日を除く。)

5 入札の日時及び場所

令和5年3月28日(火)午前10時

金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園 2階中演習室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和5年2月21日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ラ・ムー金沢近岡店
金沢市近岡町294-2 ほか8筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設
公告日 令和4年10月7日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市
意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

(環境政策課)

・空気圧縮機及び送風機(原動機定格出力3.75kW以上のもの)、冷凍冷蔵用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5kW以上のもの)、空調用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5kW以上のもの)は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当するため、設置する場合は、本課あて届出書を提出すること。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用されるため、夜間騒音の最大値が規制基準を超過している予測地点(a, b, d, e)では、騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は、速やかに対応すること。

(2) その他の事項

(景観政策課)

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の新築等
- ・開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)

- ・屋外広告物の設置等
- ・屋外照明設備の設置等
(建築指導課)
- ・建築確認申請が必要です。
- ・建築物省エネ法の適合性判定申請が必要です。
- ・建設リサイクル法に基づく届出が必要です。
- ・石川県バリアフリー条例に基づく届出が必要です。
- ・開発行為について協議してください。
(内水整備課)
- ・雨水排水協議について協議をしてください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和5年2月21日から同年3月21日まで

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年2月21日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ百坂店

金沢市百坂町ニ25番地1 ほか6筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) モモサカプラザ

金沢市百坂町ニ25番地1 ほか6筆

(変更後) クスリのアオキ百坂店

金沢市百坂町ニ25番地1 ほか6筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三崎ストア 代表取締役 三崎 哲也

金沢市弥勒町ロ71番地

モモサカプラザ株式会社 代表取締役 高田 吉也

金沢市百坂町ロ92番地

株式会社高倉製菓 代表取締役 高倉 明

河北郡津幡町字加賀瓜ニ54番地

有限会社花の樹 代表取締役 村松 英樹

金沢市疋田二丁目105番地

北陸ファミリー百貨株式会社 代表取締役 白澤 宏

金沢市観音堂町ル23番地

(変更後) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町2512番地

有限会社花の樹 代表取締役 村松 英樹

金沢市疋田二丁目105番地

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,640平方メートル

(変更後) 1,795平方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 92台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 75台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 13台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 31台

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 縦覧による。

容量 19.50立方メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

容量 24.78立方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社三崎ストアー 午前10時から午後8時まで

株式会社高倉製菓 午前10時から午後7時まで

モモサカプラザ株式会社 午前10時から午後7時まで

有限会社花の樹 午前10時から午後7時まで

北陸ファミリー百貨株式会社 午前10時から午後7時まで

(変更後) 株式会社クスリのアオキ 午前9時から翌午前0時まで

有限会社花の樹 午前9時から午後8時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場1及び2 午前9時30分から午後8時30分まで

(変更後) 駐車場1 午前8時30分から翌午前0時30分まで

駐車場2及び3 午前8時30分から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 4箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 6箇所

位置 縦覧による。

3 変更年月日

令和5年10月11日

4 届出年月日

令和5年2月10日

5 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

6 届出等の縦覧期間

令和5年2月21日から同年6月21日まで

7 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和5年6月21日

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年2月21日

石川県知事 馳 浩

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|-------------|------------------|
| 甲 土 地 改 良 区 | 令 和 5 年 2 月 14 日 |

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和5年2月22日から同年3月24日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月21日

石川県知事 馳 浩

| 地区名 | 事業名 | 縦覧に供する書類 | 縦覧場所 |
|----------|---------------------|----------------|-------------|
| 福正寺・橋爪地区 | 県営ほ場整備事業 (面的集積型) | 県営土地改良事業計画書の写し | 白山市産業部農業振興課 |

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年2月21日

石川県知事 馳 浩

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|---------------------------|----------------------------|--------------|
| 公共測量 (基準点測量、水準測量、路線測量) | 令和4年9月20日から 令和5年1月31日まで | 珠洲市宝立町春日野 地内 |

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年2月21日

石川県知事 馳 浩

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 契約件名及び数量
レンタカー賃貸借 一式
 - (2) 調達件名の特質等
仕様書等による。
 - (3) 借上期間
仕様書等による。
 - (4) 設置場所

石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和5年3月1日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年3月2日（木）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2213）

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和5年3月3日（金）正午

（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

令和5年3月3日（金）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る貸借料総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- 9 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 入札保証金及び契約保証金
免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

令和5年2月21日

石川県選挙管理委員会

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム あじさいの郷 | 白山市明島町春130番地 |

石川県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年2月21日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

国会議員関係政治団体以外の政党支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 届出年月日 |
|-----------|--------|----------|--------------|--------------------------|-----------|
| 参政党石川第3支部 | 桶作正親 | 中島敏勝 | 河北郡津幡町字川尻夕37 | ○ | 令和5年1月18日 |

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-------------|--------|----------|-------------------|-----------|
| 茶友会 | 神野正博 | 木下義隆 | 七尾市桧物町45 | 令和5年1月4日 |
| 深田ひろとも後援会 | 深田博智 | 深田孝子 | 小松市尾小屋町又105番地 | 令和5年1月4日 |
| 小松の未来を考える会 | 北村進二 | 江端英子 | 小松市園町又57 アネックスM | 令和5年1月10日 |
| 新時代はこまつの未来だ | 新田寛之 | 吉田伊久男 | 小松市浮柳町ホ9-1 | 令和5年1月10日 |
| 野々市創生の会 | 高橋正浩 | 徳野香織 | 野々市市太平寺3丁目91 | 令和5年1月13日 |
| 林まさき後援会 | 原幸広 | 林奈保 | 河北郡内灘町鶴ヶ丘3丁目157-7 | 令和5年1月16日 |
| 竹田敏彦後援会 | 竹田敏彦 | 竹田法子 | 小松市安宅町又55番地26 | 令和5年1月18日 |

| | | | | |
|------------|-----------|-----------|-------------------------|-----------|
| たかつかさ淳弘後援会 | 高 務 淳 弘 | 片 岡 重 人 | 金沢市此花町11-18 ミレニウム1 301号 | 令和5年1月18日 |
| たかしの会 | 平 本 健 治 | 平 本 健 治 | 金沢市笠舞本町1-7-3 | 令和5年1月18日 |
| わざわ吉治郎後援会 | 和 澤 吉 治 郎 | 岡 嶋 啓 介 | 金沢市しじま台2-8-3 | 令和5年1月19日 |
| 先沖仁志後援会 | 先 沖 佐 紀 | 先 沖 仁 志 | 小松市西軽海町4-97 | 令和5年1月20日 |
| 政経問題研究会 | 里 谷 光 弘 | 大 畑 豊 | 輪島市水守町タキシヤ10 | 令和5年1月23日 |
| 中西はじめ後援会 | 中 西 肇 | 中 西 一 美 | 小松市鶴川町乙153番地 | 令和5年1月23日 |
| 有田さとし後援会 | 有 田 智 史 | 石 田 義 幸 | 野々市市御経塚2丁目151・152番地 | 令和5年1月24日 |
| 小林かつよし後援会 | 小 林 克 嘉 | 矢 萩 浩 一 郎 | 羽咋郡志賀町高浜町ノ202 | 令和5年1月25日 |
| 高納伸行後援会 | 中 島 章 | 木 林 秀 一 | 野々市市位川51番地 | 令和5年1月30日 |
| よしばぶんご後援会 | 吉 柴 文 悟 | 大 杉 謙 太 | 小松市北浅井町ち3番地3 | 令和5年1月31日 |

石川県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月21日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------------------|--------|----------------|--------------------|-------------------|------------|
| 小松市医師連盟 | 村井 裕 | 主たる事務所 の所在地 | 小松市京町81番地 2 | 小松市本町2丁目 12番地 | 令和4年3月28日 |
| 全国小売酒販政治連盟 石川県支部 | 井波 成英 | 代 表 者 | 井 波 成 英 | 手 塚 清 明 | 令和4年5月27日 |
| 山野ゆきよし後援会 | 山野 之義 | 会 計 責 任 者 | 山 野 祐 子 | 奥 村 晃 | 令和4年10月22日 |
| 梅野ちえこ後援会 | 川嶋 睦子 | 代 表 者 | 川 嶋 睦 子 | 中 山 真 知 子 | 令和5年1月1日 |
| | | 会 計 責 任 者 | 梅 野 康 弘 | 村 本 陽 子 | 令和5年1月1日 |
| 朝倉雅三後援会 | 中藪 俊博 | 主たる事務所 の所在地 | 野々市市押野1丁 目264番地 | 野々市市押野1丁 目71番地 | 令和5年1月1日 |
| 政治結社大日本天神会 | 北川 慎一 | 会 計 責 任 者 | 川 江 希 芳 | 京 谷 有 妥 子 | 令和5年1月11日 |
| 竹田良平後援会 | 林 外三男 | 代 表 者 | 林 外 三 男 | 北 川 浩 | 令和5年1月11日 |
| 藤井義弘連合後援会 | 辻本 修 | 会 計 責 任 者 | 元 野 勝 紀 | 河 上 重 紀 | 令和5年1月12日 |
| 上田雅大後援会 | 堅田 芳弘 | 代 表 者 | 堅 田 芳 弘 | 上 田 雅 大 | 令和5年1月15日 |
| おかのじょう後援会 | 岡野定隆志 | 主たる事務所 の所在地 | 鹿島郡中能登町井 田57-5 | 鹿島郡中能登町井 田む部20 | 令和5年1月16日 |
| 金沢市民会議 | 横越 徹 | 会 計 責 任 者 | 野 本 正 人 | 高 岩 勝 人 | 令和5年1月18日 |
| 一川政之一誠会連合会 | 北川 芳伸 | 代 表 者 | 北 川 芳 伸 | 亀 田 定 雄 | 令和5年1月23日 |
| 松井たかし後援会 | 松井 隆 | 主たる事務所 の所在地 | 金沢市小坂町南 622番地1号 | 金沢市小坂町東 112 | 令和5年1月25日 |
| | | 代 表 者 | 松 井 隆 | 西 孝 雄 | 令和5年1月25日 |
| 善田善彦後援会 | 染谷 政光 | 政治団体の 名 称 | 善田善彦後援会 | ぜんだ善彦後援会 | 令和5年1月31日 |

石川県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月21日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-----------|--------|------------|
| かなざわ至善会 | 細野 昭雄 | 令和4年12月30日 |
| 新時代いしかわの会 | 西野 茂 | 令和4年12月31日 |
| さわい英樹後援会 | 沢飯 英樹 | 令和4年12月31日 |
| さわい英樹友の会 | 澤飯 英樹 | 令和4年12月31日 |
| 林平成人後援会 | 山下 興孝 | 令和5年1月6日 |

石川県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和5年2月21日

石川県選挙管理委員会

| 資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------------------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| 竹田 敏彦 | 小松市議会議員 (候補者等) | 竹田敏彦後援会 | 小松市安宅町又55番地 26 | 令和5年1月15日 |
| 和澤 吉治郎 | 金沢市議会議員 (候補者等) | わざわ吉治郎後援会 | 金沢市しじま台2-8 -3 | 令和5年1月19日 |

石川県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月21日

石川県選挙管理委員会

| 届出事項の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|----------------|-----------|---------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 圓地 仁志 | 円地ひとし後援会 | 資金管理団体の届出をした者の公職の種類 | 石川県議会議員 (候補者等) | 小松市議会議員 (候補者等) | 令和5年1月11日 |

石川県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和5年2月21日

石川県選挙管理委員会

(法第19条第3項第2号による届出)

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-----------|-----------------|
| 沢飯 英樹 | さわい英樹後援会 | 令和4年12月31日 |